

# 愛知県保険医協会

## 学生会員ニュース No.49

発行：愛知県保険医協会

住所：〒466-8655名古屋市昭和区妙見町19-2

TEL：052-832-1345 FAX：052-834-3512

ホームページ <https://aichi-hkn.jp/> e-mail [aichi-hkn@doc-net.or.jp](mailto:aichi-hkn@doc-net.or.jp)

### 【学生会員のみなさんへ】

急に暖かくなり、桜の開花宣言されたようです。でも、朝夕は寒い日もあり、寒暖の差が激しく服装も迷ってしまいますね。体調管理には気をつけてください。

さて、また新しい年度がスタートします。ぜひ、引き続き愛知県保険医協会と学生会員ニュースをよろしくお願いします。今回は、意外に知られていない「医療保険制度」の歩みを給付率の変遷を中心に取り上げてみました。

### ◎国民皆保険制度はいつ頃できたの？

万が一病気になったときに備えて皆でお金を出し合い、医療にかかる費用の一部または全部をそこから拠出する医療保険の仕組みについては、労働者を対象とした健康保険法が1922年に、農民等を対象とした国民健康保険法が1938年に制定されました。しかし、健康保険の適用外である零細企業の労働者やその家族、国民健康保険を実施していない市町村の居住者は公的保険のない状態に置かれていました。

そこで、市町村に国民健康保険事業の運営を義務づけるとともに、市町村に住所を有するものは被用者保険（社会保険）加入者でない限り強制加入とする国民健康保険法の全面改正が1958年に行われ、その義務化の1961年より国民皆保険制度が確立されました。

また、公的保険の保険者から医療機関に支払われる医療行為の対価が診療報酬で、個々の診療行為について点数を設定し、それを積み上げて診療報酬を算出する出来高払い制度を基本としています。健康保険法制定後各保険者で一点単価が異なっていましたが、1958年には全国一律の体系となりました。

### ◎患者の自己負担がゼロの時代があった？

1961年の皆保険達成時の患者の自己負担は、被用者保険（社会保険）では本人の負担はなし、家族は5割で、国民健康保険は5割でした。また、老人医療費については1969年に東京都と秋田県が老人医療費の無料化に踏み切ったことを契機に全国へ広がり、1972年に老人福祉法が改正され1973年から老人医療費支給制度が実施され、70歳以上の高齢者に対して老人医療費無料化が実現しました。国民健康保険は1968年に3割負担になり被用者保険（社会保険）も1973年に被扶養者が3割に、また同年には自己負担の一定額（月額3万円当時）以上を超える額を支給する高額療養費支給制度が創設され自己負担の引き下げがはかられました。

### ◎その後の患者負担は増加

1980年代になると患者負担は増加に転じます。1982年に老人医療費の増大を理由に老人保健法が成立し新たな医療保険の仕組みが作られ、一定額を患者が自己負担することとなりました。2001年から定率1割負担、2002年には現役並み所得者2割負担となりました。さらに2008年には75歳以上を対象に後期高齢者医療制度が発足。70～74歳は2割負担になりました。被用者保険の本人も1984年に1割負担が導入され1997年には2割負担に、2002年には3割負担に引き上げが行われました。

こうした患者負担の引き上げにより窓口での負担が払えず、深刻な受診抑制を引き起こし命を危機にさらす結果となっています。さらに75歳以上の患者負担を2割にする改悪が予定されており、保険医協会はこれに反対しています。「いつでも、誰でも、お金の心配なく」医療を受けられる医療制度をめざし保険医協会は運動しています。



## 医療保険制度の患者一部負担の推移

～昭和47年 12月		昭和48年1月～	昭和58年2月～	平成9年9月～	平成13年1月～	平成14年 10月～	平成15年 4月～	平成18年 10月～	平成20年4月～
老人医療費 支給制度前		老人医療費支給制度 (老人福祉法)	老人保健制度						後期高齢者 医療制度
国 保	3割	なし	入院300円/日 外来400円/月	→1,000円/日 →500円/日 (月4回まで) +薬剤一部負担	定率1割負担 (月額上限付き) *診療所は定額制を 選択可 薬剤一部負担の廃止 高額医療費創設	定率1割負担 (現役並み所得者2割)	定率1割負担 (現役並み所得者3割)	75歳以上	1割負担 (現役並み所得者3割)
	被用者本人							70歳 74歳	2割負担 (現役並み所得者3割) ※平成26年3月末までに70歳に 達している者は1割 (平成26年4月以降70歳にな る者から2割)
被用者家族	5割	若 人	3割 高額療養費創設(S48～)	入院3割 外来3割+薬剤一部負担 (3歳未満の乳幼児2割(H14年10月～))		3割 薬剤一部負 担の廃止	3割	70歳未 満	3割 (義務教育就学前2割)
		被用者 本人	定額 →1割(S59～) 高額療養費創設	入院2割 外来2割+薬剤一部負担					
		被用者 家 族	3割(S48～) →入院2割(S56～) 高額療養費創設 外来3割(S48～)	入院2割 外来3割+薬剤一部負担 (3歳未満の乳幼児2割(H14年10月～))					

(注) ・昭和59年に特定療養費制度を創設。将来の保険導入の必要性等の観点から、従来、保険診療との併用が認められなかった療養について、先進的な医療技術等にも対象を拡大し、平成18年に保険外併用療養費制度として再構成。  
 ・平成6年10月に入院時食事療養費制度創設、平成18年10月に入院時生活療養費制度創設  
 ・平成14年10月から3歳未満の乳幼児は2割負担に軽減、平成20年4月から義務教育就学前へ範囲を拡大

FAX : 052-834-3512  
E-mail : aichi-hkn@doc-net.or.jp

お名前	
ご連絡先	住所 TEL 又は E-mail
◎ご意見・質問、取り上げて欲しい話題等、ぜひなんでもご記入ください。	